

7. 公害苦情の状況

当市の公害苦情は、大気汚染や典型7公害以外のその他の苦情が多くなっています。平成23年度から平成27年度までの当市の公害苦情件数の推移は表7-1のとおりです。このうち、件数の多い大気汚染の苦情としては野焼きに関するもの、その他の苦情としては、不法投棄に関するものが大部分を占めています。

表7-1 公害苦情件数の推移

単位：件

年度	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
23	106	38	12	0	3	0	0	5	48
24	67	13	6	0	3	0	0	13	32
25	55	14	8	0	4	0	0	0	29
26	56	23	8	0	6	0	0	4	15
27	56	20	7	1	4	0	0	12	12

平成27年度の公害苦情件数の内訳を見ると、大気汚染が全件件数の約36%を占めており、全て野焼きに関する苦情でした。また、その他に分類される苦情が全件の約21%を占めており、そのうちほとんどが不法投棄でした。

過去5年間を通して、不法投棄と野焼きの割合が多い傾向が見られました。どちらも廃棄物を不正に処分することによって生じる苦情です。したがって、正しい処分方法を啓発するとともに、不法投棄や野焼きに対する監視を強めていく必要があると考えられます。

野焼きと不法投棄の現場写真

亀山市の苦情件数の結果から、野焼きと不法投棄が大部分を占めていることが分かります。廃棄物の野外焼却や、不法投棄は止めましょう。



廃棄物の野外焼却は原則禁止されています。
廃棄物は適切に処理するようにしましょう。



不法投棄は禁止されており、廃棄物を棄てると土壌や水質等環境を汚染する可能性もあります。みだりに廃棄物を棄てるのはやめましょう。